

第5節 悪 臭

1. 概 況

悪臭とは「人に不快感を与える臭い」の総称をいい、人の感覚に直接影響を与え、快適な生活環境を損なうものです。また、典型的な感覚公害であり、同じ臭いであっても感じ方に個人差があります。そのため、苦情解決を困難にする面があり、これが悪臭公害の特色ともなっています。

令和6年度の悪臭苦情は46件発生しており、野外焼却や排水、事業場や家庭からの臭気など多岐に渡っています。

悪臭の原因として比較的多い焼却については、有害物質発生の恐れのあるゴム、プラスチック、ビニール類を燃やさないことや、紙類は資源物としてリサイクルするなど、安易な焼却はしないよう指導しています。

2. 対 策

(1) 法令による規制

悪臭防止法において、生活環境を保全する目的で、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しています。

規制対象となる物質は、法制定当時（昭和46年6月）アンモニア等5物質でしたが、その後の政令改正により、現在22物質が指定されています。

また、事業場排水から揮散した悪臭物質による苦情も増加していることから、平成6年4月排水に含まれる悪臭物質（硫化水素・メチルメルカプタン・硫化メチル・二硫化メチル）の規制基準が設定されました。

なお、本市は、市全域を、規制基準が適用される規制地域に指定しています。

(2) 事業場に対する指導

感覚公害である悪臭は、悪臭防止法に定める規制基準以下や法に定める物質以外であっても苦情が発生することも多く、必要があれば悪臭の測定を行うなど、事業者に対する適正な指導を行っております。

